

## 認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされたこと。

（令和3年5月31日付 総務省通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正等について（通知）」抜粋）